

南部地区可燃物焼却処理施設解体基金条例

〔平成17年2月1日
条例第2号〕

（設置）

第1条 旧木曾南部地区環境衛生組合の可燃物焼却処理施設解体事業資金に充当するため、南部地区可燃物焼却処理施設解体基金（以下「解体基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第2条 解体基金として積立てる金額は、毎年度予算に定める額とする。

（管理）

第3条 解体基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 解体基金の運用から生ずる収益は、木曾広域連合一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、その全部または一部を第1条に定める事業に限り処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、清算基金の管理に関し必要な事項は、木曾広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。